

# 埼経協ニュース



12・1

'21~'22 月号

## 新春所感

会長 原 敏 成

新春を迎え、会員の皆様にご挨拶を申し上げます。さて、改めて昨年を振り返りますと、一昨年末からの新型コロナウイルスの感染拡大を受け1月に2度目の緊急事態宣言が発出されたことにより、個人消費を中心に内需が落ち込み、第1四半期の実質GDPはマイナスとなりました。

続く第2四半期は、大都市圏を中心に3度目の緊急事態宣言が発出されましたが、感染拡大の一服と緊急事態宣言の解除に伴い需要が持ち直したことにより、実質GDPはプラスに転じました。第3四半期は、東京2020オリンピック・パラリンピックが1年遅れで開催されたものの、緊急事態宣言区域の拡大による個人消費の落ち込みと自動車の減産に伴う輸出の伸び悩みにより、実質GDPは再びマイナスとなりました。

直近の第4四半期は、新型コロナウイルスの感染が比較的落ち着いていたことから感染防止対策と社会経済活動の両立が段階的に進められましたが、11月下旬に新たな変異株が出現したことにより、経済活動の停滞を再び警戒する声がかねがね聞かれるようになりました。

因みに、今後の企業経営における留意点としては、極端な脱炭素対策の影響による資源価格高騰長期化等の可能性を踏まえ、販売価格への転嫁が早期に進まない場合の企業収益への負の影響が上げられると思います。



他方、暗いニュースがコロナ禍で続く中において、アメリカを舞台にスポーツの分野で活躍する2人の日本人の歴史的な快挙は、私たちに感動を与えてくれました。改めて申すまでもありませんが、日本人初のマスターズ・トーナメント優勝を成し遂げた男子ゴルフの松山英樹選手と、二刀流旋風により満票でア・リーグ MVP を獲得した米大リーグ・エンゼルスの大谷翔平選手の活躍であります。

また、アカデミックの分野におきましてもプリンストン大学上席研究員の真鍋淑郎氏による地球温暖化を予測する気候モデル開発の偉業に対し、気象研究の分野で初めてのノーベル物理学賞が授与されました。

なつた1868年の明治維新の77年後が第2次世界大戦敗戦の年となつた1945年。その77年後が2022年となることから、今年には明治維新や第2次世界大戦敗戦に匹敵するような変化が経済や社会に起こるかもしれないという記述がありました。私にこの記述の真偽はわかりませんが、恐らく今年も難しい問題が様々起きる年になるだろうと思っています。

一例を挙げますと、昨年イギリス・グラスゴーで開催されたCOP26では、気温上昇に伴い気候変動がこれまで以上に社会的・経済的・環境的な脅威となることから、温暖化ガス排出の少ないエネルギーシステムへの移行の技術開発や導入・普及・促進の加速が求められました。また、必要に応じ22年末までに30年の削減目標を再検討し、強化するよう要請されました。これにより、パリ協定が目標段階から実行段階になりました。

一方、COP26の合意内容に対し、世界人口の約4分の1に及ぶ環境問題を自分たちの将来に関わる大きな課題と捉えるZ世代は不満を露わにしています。また、世代別に気候変動の与える影響を分析した欧州の国際研究チームは、気候変動の影響が将来に渡り大きくなるのが科学的に明白になったと発表しています。

こうした状況から、今後は温暖化対策を巡る対立が一層増加することが予想されます。因みに、昨年後半の原油価格高騰時における消費国の石油備蓄放出はその実例であつたと思います。

ここで温暖化対策を巡る問題を考えるにあたり、私は東京2020オリンピック・パラリンピックが参考になるのではないかと考えています。同大会はコロナ禍では無観客の開催となりましたが、勝敗を超え互いを尊重するアスリートの姿は世界に共感の輪を拡げました。その背景には、コロナ禍で代表選考が予定通りに進まなかつたことによる戸惑いや、大会中もコロナに感染したら競技に出場できなくなる不安等を乗り越えて、「オリンピック・パラリンピックに出られるだけで幸せ」と実感できたことが普段と異なるアスリートの姿に繋がつたと思つています。翻りまして温暖化対策を巡る問題につきましても、こうしたアスリートの姿を参考に、「地球で住み暮らし続けられるだけで幸せ」と思つて取り組むことが重要なのではないかと考えています。

最後に、本会の事業運営について申し述べさせていただきます。本年も昨年に引き続きセミナーや各種委員会等の活動の充実に取組み、総合経済団体としての機能・役割を充実させ、会員の皆様に少しでもお役に立つ事業の企画・運営をして参る所存であります。

結びに、会員の皆様方のご健勝と事業の益々のご発展を祈念し、年頭のご挨拶といたします。以上

# 令和三年度上期事業報告・ 収支報告等、満場一致で承認

## 令和三年度第二回理事会・幹事会を ハイブリッドで開催

十一月十日(水)、十四時四十分より、TKPガーデンシティPREM IIM大宮・大ホール及びZOOMによるオンラインの併用方式にて理事会・幹事会が同時開催された。

会議では、上期の事業報告、収支報告ならびに役員等賠償責任保険契約に関する規律新設への対応についての三議案を原敏成会長が議長となり、事務局より説明が行われ、審議の結果、全ての議案とも満場一致で承認・可決された。

当日は、会場には十三名、WEBでは十名の理事が出席、監事二名、常任幹事・幹事十名が出席し、ハイブリッド方式により議事が進行した。

- 【議案】
- 一、令和三年度上半期事業報告
  - 二、令和三年度上半期収支報告
  - 三、令和元年改正会社法施行に伴う役員等賠償責任保険契約に関する規律新設への対応について



会長 原敏成 氏

## ハイブリッドで開催

なお、理事会・幹事会終了後、東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授の篠田英朗氏より、「憲法学の病々問題は憲法じゃない、憲法学者だ！」と題してご講演いただいた。

### 【講師プロフィール】

篠田英朗(しのだひであき)氏

東京外国語大学大学院総合国際学研究院 現職

◇ロンドン大学(LSE) PhD

(国際関係学)

◇主要著書…『平和構想と法の支配』(大佛次郎論壇賞)、『国家主権』という思想』(サントリイ学芸賞)、『集団的自衛権の思想史』(読売・吉野作造賞)、『ほんとうの憲法』ほか多数

### 【講演概要】

#### ■ポツダムプロセス

一九四五年、日本国軍隊の無条件降伏としてポツダム宣言を受諾した日本は、その後、この宣言を受諾した事実から発生する一連の義務を履行した。日本国憲法の制定は、そのプロセスの一つである。

#### ■憲法の一大原理とは

憲法には三大原理がある。誰もが小学校で習った内容だ。しかし、実は、憲法に三大原理の明確な規定はない。このことは、GHQ起

草の英文を読むとよくわかる。むしろ、憲法前文に規定されているのは「a universal principle of mankind」という「ただ一つの人類普遍の原理」なのである。では、この原理とは何か。それは「国政は、国民の厳粛な信託によるもの」という部分だ。つまり、憲法は英米思想に伝統的な社会契約論を人類普遍の原理とみなす考え方を根本に持っている。

#### ■リンカーン演説の引用？

さらに、この原理の説明がその後の文に続く。「その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」これは、かの有名なリンカーンのゲティスバーグ演説の一節「人民の人民による人民のための政治」そのものである。憲法には、他にも大西洋憲章や合衆国憲法からの引用も見受けられる。

#### ■国際法遵守としての9条

戦争の放棄を謳った憲法9条1



ハイブリッド方式による議事の様子



ZOOMでの講演「憲法学の病」  
篠田英朗東京外国語大学大学院  
総合国際学研究院教授

項は、日本が国際法で禁止された戦争の放棄を国内憲法でも確認するための条項だ。英文を見ると、不戦条約や国連憲章の言い回しが用いられている。国際法で認められている自衛権を禁止する趣旨は、その文言からは読み取れない。

続く9条2項は「戦力としての陸海空軍」の不保持を謳っている。ここでいう戦力とは「戦争潜在力」であり、自衛権行使としての自衛隊を禁止するものではない。

#### ■国際法に沿った解釈を

以上のように、日本国憲法は、本来、国際法を遵守する理論を持っており、国際法の枠組みを参照して理解するのが正しい。憲法優位説や「国際法を参照する憲法解釈は誤りだ」という憲法学者の主張が的外れなことがわかるだろう。日本の未来は、国際法を遵守しようとする憲法を素直に理解して運用していくところに切り開かれていくはずだ。

## 目次 頁

- 新春所感 一
- 秋季理事会・幹事会開催 二
- 第三回トップセミナー「SDGsの本質」 二
- 首都圏経営者協会連携「産学交流会」 三
- ものづくり大学開学二十周年記念「特別公開講座」 三
- 第五回トップセミナー「イノベーション組織のつくり方」 四
- 「年末調整実務セミナー」 四
- 四地区共催「地区協議会」 五
- 第一回産業教育委員会「大宮商業高校視察」 五
- 第二回産業教育委員会「三郷工業技術高校視察」 六
- 第三回SDGs委員会「障害者雇用促進セミナー」 六
- 第四回SDGs委員会「発達障害者雇用企業支援セミナー」 七
- 第六回トップセミナー「脱炭素経営」 七
- 原会長杯争奪「青年部共催「会員親睦ゴルフ大会」 八
- 「科学の甲子園」埼玉大会 九
- 第九回トップセミナー「サイバーセキュリティ・オンデマンド」 九
- 青年経営者部会十一月例会 十
- 「内藤環境管理視察」 十
- 「謹賀新年」紙上名刺交換会 十一
- 埼玉大学「出会いの広場」 十四
- ものづくり大学へようこそ 十五
- 埼玉県からのお知らせ 十六
- 「ワンポイント労働法」 十六
- 低成長時代の「就業規則の見直し・改訂のポイント」 十七
- 告知版、会員の動き 二十

### 第三回トップセミナー

## 「SDGsの本質を体験的に理解するワークショップ〜カードゲーム『2030SDGs』を体験し、自社の取組みに活かす」を開催

現在、各企業でSDGsに関する様々な取組みが始まっています。このSDGsに組織全体で取り組む際には、社員一人ひとりの理解が欠かせません。十月二十八日(木)、第三回トップセミナーは、榎田綾子氏(一般社団法人イマココラボ マスターファシリテーター)を講師にお迎えし、カードゲームを通じてSDGsの本質を理解するワークショップを開催しました。ソニックシティ市民ホールにて、二四名の方々にご参加いただきました。

#### 【セミナーの概要】

#### ■カードゲーム『2030SDGs』とは

SDGsの十七の目標を達成するた



世界の状況メーター



榎田綾子氏



カードゲームの様子

め、現在から二〇三〇年までの道のりを体験するゲームです。参加者はチームごとに、与えられたお金と時間を使ってプロジェクトを実行し、ゴールを目指します。世界には様々な価値観があることから、ゲームにも「お金」「時間」「貧困解消」「環境保全」など複数のゴールが用意されています。チームごとにゴールが異なるため、他チームとの交渉場面も多く見られました。また、プロジェクトを実行すると「経済」「環境」「社会」からなる世界の状況メーターが刻々と変わり、世界に影響を及ぼすのが分かります。

参加者からは「自国のゴールを達成する前に、他国に目を向けるのは難しい」「余裕ができて初めて世界の状況メーターが確認できた」「いろいろな価値観があり、対話が大事」などの感想をいただきました。

■風が吹けば桶屋が儲かる？  
世界には、流れが見えづらい課題が存在します。先進国で消費されているスナック菓子が、アジアにおける森林伐採を助長すること。途上国で貧困のため通学できない子どもが、実は先進国のサプライチェーンにおける違法な児童労働につながっていること。わからなければ、流れは止まりません。実態を知ることが大切なのです。

■課題はみんなつながっている  
SDGsの十七のゴールはそれぞれ独立しているように見えますが、一つの課題にアプローチするにすぎず、他の課題にもつながっていくのがわかります。だからこそ、全ての課題に同時にアプローチしていくというのがSDGsの本質なのです。

■「私」も起点としてできること  
「世界の実態を知る・知らせる」「SDGsに配慮した製品・サービスを選んで買う」「SDGs事業を行う」「活動に対してお金や時間を渡す」など十回に一回でよいから出来ることをすると、少しずつ世界は変わっていきます。

■ビジネスの世界は急激にトランスフォームし始めている  
環境や社会に配慮あるビジネス活動が「新しい前提」になります。中長期・超長期的な影響を視野にビジネスを展開していくことが必要となってくるでしょう。

ワークショップ後は、各企業の取組状況や課題について、情報交換を行いました。「SDGsを意識した商品開発後の市場開拓が課題」「社員向けのSDGs理解度テストを実施している」「取組を模索中」など様々な状況

が伺えました。  
SDGsの国連採択時の正式文書「Transforming Our World」にある

ように、私たちは今、全員総力戦で「世界を変革する」時を迎えているといえるでしょう。

## 第三回「採用・就職担当者のための産学交流会」を開催 オンラインイベント交流ツールを利用し、オンライン開催

東京経営者協会主催で、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、山梨の各経営者協会が協力して開催しております「採用・就職担当者のための産学交流会」を十月二十七日(木)、二十八日(木)の二日間をかけて実施しました。

今回で三回目となるこの交流会ですが、今年度はコロナ禍ということもあり、初めての試みとしてオンラインイベント交流ツール(Bentley)を利用し、企業の採用担当者と、大学の就職担当者がオンライン上で直接、採用・就職等の情報交換を行いました。

今年度の企業側は二二二社・一五五名、大学側は五二校・六六名の方が参加し、面談を希望する大学または企業

に対しWEB上のスケジュール管理表により事前にリクエストし、双方の希望が一致すればマッチングとなり、交流会当日にオンライン上で五分/回程の面談を行います。

今回の面談マッチング数は、一八〇二件という結果で、前回までリアルで開催していた情報交換数よりも明らかに多数の方との交流ができました。埼玉は本会が参加募集を行い、会員企業では十三社・十五名の方が参加登録を行いました。

実施後の全体アンケートでは、面談時間が短い意見やオンラインからリアルまで幅広く必要のない合理性や、リアルよりも数多くの方との面談が出来ることなどのメリットもあり、オンライン面談の有効性を確認する良い機会にもなりました。

### 【第三回「採用・就職担当者のための産学交流会」実施後アンケート結果(抜粋)】

設問項目	(回答率%)	企業側回答	大学側回答
開催方法	対面希望	34.5%	67.5%
	オンライン希望	66.5%	32.5%
面談件数	30件以上	0%	35.0%
	20~29件	16.1%	27.5%
	10~19件	42.5%	27.5%
	10件未満	41.4%	10.0%
面談時間(5分/回)	ちょうど良い	25.3%	20.5%
	短い	74.7%	79.5%



第三回採用・就職担当者のための産学交流会

日時 10月27日(木) 13:00~15:00(2時間)

オンライン交流ツール Bentley

# ものづくり大学開学二十周年

## 記念式典と寺島実郎氏による記念特別講演を開催

ものづくり大学、行田市、本会が共催した「ものづくり大学開学二十周年記念事業」を十一月一日(月)、ものづくり大学体育館を会場に実施しました。



ものづくり大学開学20周年記念式典  
ものづくり大学体育館にて

放映や赤松明学長による将来ビジョン「IOT VISION COMPASS 二〇三〇」の発表が行われました。

ものづくり大学は、基本的技能とものつくり魂を基盤に据え、そこに科学・技術の知識とマネジメント能力を加え、新時代を切り拓く感性と倫理観を備えた人材の育成を目指し、二〇〇一年に行田の地に開学しました。本会は、開学当初からものつくり大学の事業運営に関わり、同学の埼玉県地域連携協議会では、歴代の本会会長が会長職を務めており、原敏成本会会長も現職協議会長に就任しております。

二十周年記念の第一部では記念式典が行われ、来賓として、小林洋司厚生労働省人材開発統括官、森見憲文科学省高等教育局私学部長、大野元裕埼玉県知事、石井直彦行田市市長が挨拶されました。また、二十周年記念動画の



寺島実郎氏による記念講演  
「ポストコロナ時代の日本の針路—ものづくりという基軸—」

第二部では、記念特別講演として、(一財)日本総合研究所会長・多摩大学学長・ものづくり大学理事で、テレビ番組でのコメンテーターとしても著名な寺島実郎氏が講師となり、「ポストコロナ時代の日本の針路—ものづくりという基軸—」というテーマで記念講演を行いました。当日の参加状況は盛況で、体育館でのリアル参加と大講義室でのLIVE配信中継視聴の参加者も含め、三六二名が参加しました。

過去・現在・未来の日本の針路について持論を展開し、時には警鐘を鳴らした。

## 第五回トップセミナー

### 「イノベーション組織のつくり方」 「持続可能性」の「高い組織とは」を開催

一月四日(木)、第五回トップセミナーは、イノベーションコンサルタントを行っている横田幸信氏(仮名) マネージングディレクター)をお迎えし、イノベーションを生み出す組織のつくり方についてお話ししました。当日は、オンライン開催で二二名の参加がありました。

#### 「セミナーの概要」

##### ■両利きの経営

VUCAといわれる現代、既存事業の深化と新規事業の探索を同時に追求することで、持続的成長を狙う「両利きの経営」が注目を集めている。また、既存事業も深化にとどまらず、「変革」が求められており、企業は「ダイナミックケイパビリティ」の向上に取り組む必要が出てくるだろう。

##### ■人間中心イノベーション

「技術革新」という訳語にあるように、日本ではこれまで技術偏重のイノベーションが行われてきた。しかし、これからは人間中心のイノベーションに目を向けていくべきだ。



講演をする横田幸信氏

ました。参加者は、時々で領き、真剣に聴講する姿が多く見受けられました。

##### ■イノベーション組織

イノベーションは、知識の量より、思考の動きで勝負することが多い。精神性や能力を使わざるを得ない業務を体験させることで、人材と組織を開発していく。特定の「才能」に頼りすぎず、プロセスの業務設計をしっかりとワークショップやプロジェクトを通じて実践型の学びの機会を創出するのも一つの手だ。

##### ■未来社会の考察

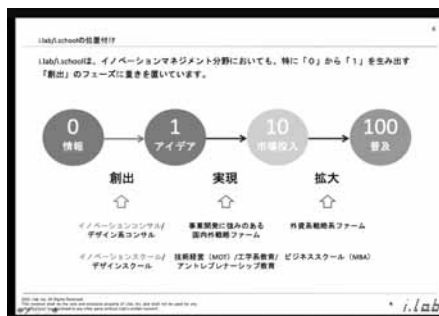
未来社会には不確実性や不明瞭感が伴う。だからといって、考えるのをやめてはいけません。未来社会を考える際は、発生確率を考慮し、実現確率70%の領域で事業機会の探索やアイデアを考えていく。ここで大切なのは、他者と創造的な議論を通じて、共通理解をつくり合意形成していくことだ。これは「共視」と「共創」といえるだろう。

##### ■事業機探索の事例

ある特定の先端技術が普及した社会の変化を前提とし、そのような未来に顕在化するニーズを先回りして探索する。

過去には、働く場所の多様化と音声入力や普及が実現した社会像を描くことで、自分の声を周囲に漏らさず会話できる「ボイスマスク」の開発につながった。

現在であれば、自動運転技術が普及した後に、どのような新しいサービス



オンラインセミナーの様子

やビジネスがあり得るか探索できるだろう。

二時間にわたり、組織として0から一を作り出すためのアプローチ等をお話しいただきました。「スター待望論」ではなく、いいアイデアを生み出せる人材が活躍できる業務プロセスを設計、導入することがイノベーション促進の最大の肝といえるでしょう。

# 年末調整実務セミナー開催

年末調整は、毎年年末になると必ず発生する給与計算業務の集大成です。一年間の年税額を調整する大切な業務でもあります。

本年は大きな改正はありませんが、昨年度の「給与所得控除の引き下げ」や、「所得金額調整控除」「配偶者・扶養親族の合計所得金額の見直し」などがわかりづらく、申告用紙も大幅に変わったため、まだキャッチアップされていないご担当者も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

そこで、年末調整業務がスムーズにできるように、「令和二年改正点を復習し間違いない対応を」と題し、年末



講師 小島信一氏



会場風景

の都度丁寧なご回答をいただきました。  
『プログラム』

調整実務セミナーを開催いたしました。講師には、小島経営労務事務所 所長 特定社会保険労務士の小島信一氏をお迎えし、十一月十二日(金)大宮ソニックシティ4階市民ホールにおいて、三九名の方にご参加いただきました。セミナーでは、実際の申告用紙を使い、実務例を手計算し記入することで、給与ソフトに任せては気づかない間違いやすいポイントや、算出方法をご講演いただきました。

## 「地域の活性化、持続可能なまちづくりを目指して」

### 今年度の地区協議会は四地区共催による講演会を開催

秋季地区協議会は、南部・中部、西部、北部の各地区で工場見学や施設見学などを実施していましたが、昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大により中止、今年度もまだ工場見学などについては難しい状況で、協議の結果、四地区合同共催で講演会を実施することとなりました。

そこで、十一月十七日(水)、午後、TKPガーデンシティPREMIUM大宮にて「地域の活性化、持続可能なまちづくりを目指して」をテーマに、講演会を二本行いました。開催については来場とオンライン配信のハイブリッド型で実施し、当日は来場とWEB視聴を合わせて二十名が参加しました。会は、各地区議長を代表して橋元健北部地区議長(本会副会長)、キヤノン電子(株)代表取締役社長)が開会の挨拶。続いて、石坂督規埼玉大学基礎教育研究センター教授から「地域における多

- ・ 年末調整とはなにか
- ・ 本年の改正点の概要
- ・ 確定申告と年末調整の違い
- ・ 電子化への対応について
- ・ 令和二年における改正の復習
- ・ 各種帳票の確認
- ・ 各種控除の計算
- ・ 年税額の計算、過不足の計算
- ・ 源泉徴収簿の作成と見方
- ・ 法定調書の種類と提出先
- ・ 源泉徴収票の記載内容と作成
- ・ その他の法定調書について
- ・ 質疑応答

様性(これからの地域活動、地域活性化のあり方を考える」と題して講演をいただき、石坂教授は、

- 自治体破壊と地方消滅
- 埼玉県市町村別人口減少率
- 埼玉県の消滅可能都市一覧
- さいたま市の人口ピラミッド(二〇四〇年)

地域コミュニティはどうなるなどの課題をデータとともに自身の地域活性化活動の経験を交えて解説しました。また、様々なアイデアを提案してくる学生達と一緒に実施してきた地域や商店街、企業などの活性化策について、ユモアを交えながら機知に富んだ話術で紹介しました。石坂教授はままととして「地域課題の解決に取り組み場として、大学、企業、市民、自治会、役所などのプラットフォームが必要で、「協働」の仕組みからこれからは「協創」の仕組みが



北橋元健 北部地区協議会 会長(本会副会長)



埼玉石坂督規 埼玉大学基礎教育研究センター 教授



埼玉宮裕二 埼玉環境部エネルギー環境課 副課長

大切になる。最後に、「まちづくりはひとづくり」、これからも主体的な人財の育成のために注力します」と強調し、大学と企業との連携強化についても呼びかけました。

次に、埼玉環境部エネルギー環境課の小宮裕二副課長から、「埼玉版スパー・シティプロジェクトの基本的な考え方(日本一暮らしやすい埼玉の実現へ)」というテーマで講演をいただきました。小宮副課長は、埼玉版スパー・シティプロジェクトの基本的な考え方(骨格)として、

- プロジェクトの背景
- 埼玉県が抱える課題
- 埼玉版スパー・シティプロジェクトのコンセプト



ライブ配信の様子(石坂教授講演)

■埼玉版スパー・シティ実現の方向性

■関係者の連携

■今後の進め方(むすびに代えてなどを説明し、全国各地で実施または計画されている取組なども紹介しました。

小宮副課長は、「日本一暮らしやすい埼玉の実現のため、このプロジェクトの基本的な考え方のもと、市町村や民間企業等と連携し、持続可能なまちづくりを進めていきたい」とまとめました。

なお、春季の地区協議会は、昨年度と同様に、「二〇二二年版経営労働政策特別委員会報告」の全会員への配布と解説動画のオンデマンド配信を行います。

【地区協議会オンデマンド配信】

当日の講演の模様などをオンデマンド配信しております。詳細は本会HPをご覧ください。十二月末まで配信中です。

## 令和三年度第一回産業教育委員会

### ― 県立大宮商業高校を視察

令和三年度第一回産業教育委員会が、県立大宮商業高校において、十一月十六日(火)に開催され、九名の方にご参加いただきました。

県立大宮商業高校は、商業科が設置されている単独商業高校で、昭和十九年の創立以来、七七年を迎える伝統ある専門高校です。「自分に挑み 未来を拓こう!!」をキャッチフレーズに、心豊かでたくましい人材を育成しています。

当日は、授業(実習)及び施設見学を行い、後半には学校概要や進路指導についての説明を受け、各企業と生徒や教員との意見交換を行いました。

授業見学では、まず総合実践を見学しました。生徒は三人一組で会社を担当し、東京市場と大阪市場に分かれて模擬取引を行っていました。電話やメールでのやり取りや、見積書の作成、



教育委員会  
田辺指導主事挨拶



大宮商業高校  
齋藤校長挨拶



意見交換の様子



総合実践の様子

商品売買などを通して、三年間学んだ知識の総まとめを行っていました。情報処理では、生徒が一人一台のPCを利用して、タイピングの基礎やビジネス文書を作成し、簿記や原簿計算では会計帳簿の作成等を学習していました。また、各教室には短焦点のプロジェクト

タが設置されていて、商業科目だけでなく、国語や社会などでもプロジェクトで投影しながら授業を進める様子や、出張のため自習の教室では事前に撮影した授業をオンデマンド配信する様子など、デジタル化推進に伴う、これまでにない授業形態を見学することができました。

学校概要・進路指導の説明では、学校の特色や専門性、現在の求人状況や

## 令和三年度第二回産業教育委員会

### ― 県立三郷工業技術高校を視察

令和三年度第二回産業教育委員会、県立三郷工業技術高校において、十一月二日(月)に開催され、十七名の方にご参加いただきました。

県立三郷工業技術高校は、機械科・電子機械科・電気科・情報電子科・情報技術科の五学科からなる専門高校(工業高校)です。昭和六〇年に開校し、今年で開校三十七年目を迎える、全国で唯一の「工業技術」高校として、



教育委員会  
大橋指導主事挨拶



三郷工業技術高校  
石塚校長挨拶

豊かな人間性を育み、地域に貢献できる技術者を育成しています。当日は、前半に学校概要や進路指導についての説明を受け、後半に授業(実習)及び施設見学や各企業と生徒や教員との意見交換を行いました。

授業見学では、まず国数英などの一般教科の様子を見学し、そのあと実習棟の見学を行いました。機械加工実習室やCGI室、電気磁気実習室やプログラミング実習室など大小合わせて三十ほどの実習室にPCや機械の設備が充実していました。機械科ではCADを用いた製図、電子機械科では溶接や機械加工、電気科ではコンセントなどの電子回路の製作、情報電子科ではCMやCGの作成、情報技術科では記憶媒体の仕組みをプログラミングする授業の様子などを見学しました。すべての実習に専門性があり、普通科では学ぶことができる様々な分野で、生徒が生き生きと授業に取り組む姿勢を伺うことができました。

学校概要・進路指導の説明では、学校の特色や専門性、現在の求人状況や内定状況などについて説明がありました。

意見交換会では、生徒五名(二三年生四名、二年生一名)と教員四名が出席し、参加企業からは「なぜその進路を選んだのか」「会社に求めていること」「困難の乗り越え方」「工業系以外の職種を選ぶ生徒はいるか」「将来の夢」「魅力ある学校づくり」などについての様々な質問が出され、活発な意見交換会となりました。

内定状況あるいは進学状況などの詳細について説明がありました。

意見交換会では、生徒六名(三年生)が出席し、参加企業からは「内定先の企業を選んだ決め手」「企業選びにおける給料の優先順位」「社会人になるにあたって不安や楽しみなこと」「面白い教科や活かせる教科」などの質問が出て、生徒が答えるなど活発な意見交換会となりました。



授業見学の様子



意見交換の様子



### 第3回SDGs委員会

#### 「埼玉県障害者雇用促進セミナー」をオンラインで開催

厳しい経済環境下、新しい働き方が求められる中で障害者雇用による不安を抱える県内企業等に対し、障害者雇用の促進を図っていただくことを目的として、十一月十九日(金)十四時～十六時三十分、埼玉県障害者雇用促進セミナーを埼玉県、埼玉県労働局、本会の共催によりオンラインにて開催し、七五名にご視聴いただきました。

講演では、横浜市立大学都市文化学研究所教授の影山摩子氏を講師としてお招きし、「経営戦略としての障がい者雇用」と題してご講演いただきました。

健常者と障がい者が共に働くことでダイバーシティ効果が生まれ、組織改善され、イノベーションが起きます。健常者の仕事への姿勢が変わるため、質を落とさず、会社の業績UPになる」と実例を交えて説明されました。

続いて、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター企業支援業務部門部長の岡濱君枝氏から、「障害者を雇用するにあたって」と題し、障害者雇用総合サポートセンターでの雇用開拓、企業支援、定着支援等の取組についてご説明いただきました。

さらに、障害者雇用企業から障害者が働き続けられる環境づくりに向けた



講演を行う横浜市立大学都市文化学研究所教授 影山摩子氏

取組などについて発表をいただきました。

まず、医療生協さいたま生活協同組合本部次長の日野洋逸氏と職場適応援助者・障害者職業生活相談員の本戸文子氏から、「週二十時間未満雇用からのステップアップ」についてご説明いただきました。



左から企業の事例発表を行う株式会社グニリックの降旗昌弘氏、医療生協さいたま生活協同組合の本戸文子氏、日野洋逸氏

就労継続ができていられる方は病状が比較的安定し、主治医や就労支援事業所のスタッフと信頼関係が構築されている方であるとの見解をご紹介いただきました。

次に、株式会社グニリック執行役員・業務営業部長の降旗昌弘氏から、「電子ツールの活用で重度障害者雇用を拡大」についてご説明いただきました。聴覚障害者をドライバーとして継続雇用するカギとして出来るだけ詳しく分かりやすい文章で伝えるよう配慮し

### 第4回SDGs委員会

#### 「発達障害者雇用に向けた企業支援セミナー」を開催

十一月二十六日(金)、令和三年度第4回SDGs委員会を、埼玉県労働局、埼玉県、埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」と本会との共催で開催しました。

今回で十回目となる本セミナーは、企業の皆様に発達障害者の雇用を考えた一層の雇用促進を図っていただくことを目的として、ソニックシティビル四階市民ホールにて開催し、四六名の方にご参加いただきました。

当日は、本会廣澤健一専務理事の挨拶で始まり、続いて、「発達障害者の特性の理解」をテーマにまず、埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」相談員の及川毅征氏が講師となり、発達障害者は治るのではなく環境支援が必要と説明しました。

次に、「障害者法定雇用率と雇用助成金制度」について、埼玉県労働局職業安定部職業対策課課長補佐の澤田貴樹氏は、埼玉県内の民間企業における実雇用率は過去最高の二・三〇%を更新していると解説されました。

たり、健常者と同じように社会人としてのモラル、責任感を養うよう指導教育するなど、障害者雇用促進に関する表彰を受けた経緯や、これまでの取組を発表されました。

質問も活発に行われ、参加者には障害者雇用について、経営面からのメリットをはじめ、週二十時間未満での雇用から雇用後の週二十時間以上へのステップアップの取組や重度障害者雇用にあたっての環境整備の実例などを紹介し、理解を深めていただきました。

最後に、「企業側の発達障害者就労支援の取組と発達障害者を雇用する企業からのメッセージ」として企業の就労支援の取組や企業に勤務している方から発表していただきました。

発表では、企業側の採用時の工夫や



事例発表者右より、埼玉県障害者職業センター松井健氏、株式会社NTTネクシア今村泰樹氏、今野兼汰氏

課題、採用後の定着に向けた企業と支援機関の協働体制と職場環境や待遇に関する取組について説明がありました。また、実際に勤務されている方の感想も聞くことができ、発達障害者の就労についてより理解を深める内容となりました。

#### 〈発表者〉

- ①埼玉県障害者職業センターの取組  
埼玉県障害者職業センター・障害者職業カウンセラー 松井健氏、株式会社NTTネクシア企画サービス本部シェアードサービス部門・さいたま新都心センター所長 今村泰樹氏・今野兼汰氏
- ②埼玉県発達障害者就労支援センター(ジョブセンター)の取組  
ウェルビー株式会社ジョブセンター川口センター長 菱藤剛氏、株式会社SHIFTS人事部コーポレート人事部ビジネスサポート 原田威身氏・篠田貴男氏



事例発表者右より、ウェルビー株式会社菱藤剛氏、株式会社SHIFTS 原田威身氏、篠田貴男氏

## 第六回トップセミナー

「今、中小企業に求められる『脱炭素経営』とは？」「いち早く脱炭素経営に取り組むメリットと効果を探る」を開催

昨年十月の「二〇五〇年カーボンニュートラル宣言」以降、脱炭素に向けた動きが急速に加速しつつあります。今後は、サプライチェーン全体で脱炭素への取組みが求められると想定され、中小企業においても遠くから「脱炭素経営」が必要になってくるでしょう。

十一月二十九日(月)、第六回トップセミナーは、中小企業に求められる脱炭素経営について、以下の六人の方々にご登壇いただきました。ソニックシティ市民ホールにて開催し、二七名の参加がありました。

■第一部 講演「地域の脱炭素の取組みについて」環境省関東地方環境事務所次長 西前晶子氏

気候変動をめぐる国内外の動向や企業の取組み(脱炭素経営)の広がりをお話しいただきました。サプライチェ



事例発表をする中村信昭氏



講演をする西前晶子氏



会場全体の様子

ン全体での脱炭素化の動きは、中小企業にとってリスクであると同時に、取引機会拡大のチャンスであることに触れ、S B T認定を取得するなど攻めの観点でビジネスチャンスとしてほしいとお話がありました。

また、脱炭素経営ハンドブックの紹介や令和四年度概算要求の補助金等の説明もありました。

■第二部 事例発表「CO<sub>2</sub>排出量削減の取組み」株式会社コスモフーズ 埼玉神川工場 設備エンジニア課主任 中村信昭氏

工場におけるバイソンサイクロンの導入による蒸気ボイラーの効率化や、低圧コンプレッサの新規導入による生産性向上などの成果を発表いただきました。CO<sub>2</sub>削減を目的とした取組みが経費削減や従業員の意識改革に

も繋がったようです。

■第三部 情報提供「埼玉県環境部の支援に関して」埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引制度担当主幹 吉田和則氏

①無料省エネ診断②環境みらい資金融資③CO<sub>2</sub>排出削減設備導入補助金を説明いただきました。

■情報提供「金融機関の支援に関して」株式会社埼玉りそな銀行法人部 ソリューショングループ担当マネージャー 鈴木俊行氏

自社の温室効果ガスの排出量を知りたい企業、カーボンニュートラルに取り組みたい企業に向けた説明がありました。

■情報提供「金融機関の支援に関して」株式会社武蔵野銀行ソリューション営業部コンサルティング営業室 調査役 坂本芳文氏 主任 鮎川啓明氏

SDGsを企業が導入する際のコンサルティング支援をはじめとする各種取組についての説明がありました。

## 第一回原会長杯争奪戦 会員親睦ゴルフ大会開催

### 吉田守氏(シリコニット社長)が総合優勝

### 原会長杯を獲得

原敏成会長が就任し、初の大会となる第一回原会長杯争奪戦会員親睦ゴルフ大会が、十一月十二日(金)武蔵カントリー倶楽部・豊岡コースにおいて開催された。

今大会から青年経営者部会も共催し、青年部から六名が参加、合計三名が参加し賑わいの溢れる大会となった。

当日はこの上ない好天に恵まれ、アウト・イン三組づつの同時スタートにより、日頃の腕前を競った。原会長杯(ダブルペリア方式)は、アウト四九・イン四九、グロス九八、ネット七一・六で規定により吉田守氏(シリコニット社長)が総合優勝とシニア優勝の同時受賞となった。

準優勝は、アウト四〇、イン四〇、グロス八十、ネット七一・六で栗原和男氏(ティー・アイ・シー副社長)がベストスコアとともに受賞した。

朝のミーティングと表彰式では、原



23名でスタート前の集合写真



準優勝とベストスコアを受賞した栗原和男氏に原会長から賞品を授与



共催した青年経営者部会から参加した面々

会長と共催の青年経営者部会を代表して望月諭氏(望月印刷社長)が挨拶、表彰式では今回初参加の方の自己紹介なども行われ、短い時間ではあったが、懇親が図られた。

なお、次回は、六月に武蔵カントリー倶楽部・笹井コースでの開催を予定しております。



# 「第11回科学の甲子園埼玉県大会」 大会規模を縮小して、筆記競技のみ開催！

「科学の甲子園」は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が主催し、平成23年度よりスタートしたイベントで、高校生を対象に、理科・数学・情報の複数分野の知識を競う取組です。本会では、これまで第四回大会から大会を支援しており、会員企業より協働パートナーを募集し盛り上げてきました。昨年度から全国大会が茨城県で

の開催となり、現在は埼玉県大会のみ支援しております。今年度で第11回大会を迎えた大会ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開閉会式、実技競技など集合形式のイベントは中止し、筆記競技のみ、開始時間をずらして実施することとなりました。また、東京大学大学院理学系研究科教授、吉田直



特別講演：吉田直紀氏  
【オンデマンド配信】



チームで相談しながら解答を導いている



優勝：川越高等学校



準優勝：大宮高等学校



第3位：浦和高等学校



筆記競技の様子



第11回科学の甲子園埼玉県大会  
協働パートナー

紀氏による特別講演「宇宙のダークマターの謎」はオンデマンドで配信し、表彰式は十一月二十六日にオンラインで開催となりました。

大会当日は、難題が多い筆記試験に對し、チーム内で得意分野を分担しながら、解答していました。試験時間の前半は個人で集中して問題に取り組み後半になると、チームで相談しながら難問に取り組み姿が見られました。出場二校の頂点に立ったのは県立川越高校でした。オンラインで行われた表彰式では、優勝の発表に歓喜の声を上げていました。今回初優勝となった川越高校は埼玉県を代表し、令和四年三月十八日から茨城県で行われる、「科学の甲子園」全国大会に出場します。

## 本会后援 専門高校等の学習成果発表の祭典

## 第三二回全国産業教育フェア埼玉大会 (さんフェア埼玉二〇二一) 開催

本会が後援した「第三二回全国産業教育フェア埼玉大会」が文部科学省、埼玉県、埼玉県教育委員会、産業教育振興中央会、全国産業教育振興会連絡協議会と埼玉県産業教育振興会の主催により十月三十日(土)にウエスト川越をメイン

会場にオンラインにて開催されました。本大会は「夢と技術 彩の国から未来へ」をキャッチコピーとして、全国の専門高校(農業・工業・商業・家庭・看護・福祉・情報・水産)等で学ぶ生徒による学習成果の発表や、各種コン



オンライン表彰式の様子(高校生を激励)

全国大会での健闘を期待しています。科学の甲子園の協働パートナーとして、本大会にご協力いただいた企業の皆様、誠にありがとうございました。



開会式の様子



生徒交流イベント



特設サイト

<https://sanfair2021.com/>



VR体験インタビュー

ト競技大会、クッキングコンテスト、プログラミングコンテストなどの競技大会に加え、彩の国商業高校生渋沢栄一シンポジウム、介護福祉研究発表大会、体験展示、文部科学省事業発表、小・中学生向けコンテンツ紹介など、

大ホールからは、オープニングアトラクション、開会式、新座総合技術高校によるファッションショー、株式会社マザーハウス山口絵理子氏による講演、Google for Education ミラリスチュアート氏による生徒交流イベント、各会場のインタビュ、閉会行事、メモリアルアトラクション等が配信されました。また、各ホールや会場では、ロボッ

テストなどをオンラインで実施するなど、コロナ禍に対応した形式での開催となりました。オープニングアトラクションでは、秩父農工科学高校の秩父屋台囃子保存部による秩父屋台ばやしの演奏、熊谷商業高校のバトン部によるダンスが行われました。また、開会式では全国産業教育フェア埼玉大会実行委員会会長大野松茂氏、文部科学省初等中等教育局長伯井美徳氏、埼玉県知事大野元裕氏、埼玉県議会議長梅澤佳一氏にご挨拶いただきました。大会は特設サイトを通じて全国に配信となりました。

多彩なプログラムが実施され全国へ配信されました。

本会は今後とも教育界と地元産業界の連携強化に努め、本県の次代を担う若者の育成に尽力いたします。関係企業

業の皆様の一層のご協力をお願いいたします。

なお、大会特設ページは令和四年三月三十一日まで開設されておりますので、ぜひご視聴ください。

## 第九回トップセミナー（サイバーセキュリティ対策セミナー第二弾）組織対応の手順や勘所・法的観点）

### サイバーセキュリティに対する脅威と企業がとるべき事例別対応策について

#### 【オンデマンド配信サービスのご案内】

## サイバーセキュリティに対する脅威と企業がとるべき事例別対応策について

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 増島 雅和  
弁護士 薦 大輔

2月22日  
収録

企画 一般社団法人 経団連事業サービス

近年のサイバー攻撃の複雑化・巧妙化により、あらゆる企業にとってサイバーセキュリティを確保するための対策の重要性が増しています。今やサイバーセキュリティは、全社的に組織として対応すべき「経営課題」の一つです。このような背景から、企業が行うべきサイバーセキュリティ対策について、具体的なインシデントの事例をあげながら、組織対応の手順や勘所、留意すべき法的な観点などについて、詳しく解説する講座をオンデマンドで配信いたします。無料でご視聴いただけ、また配信期間中は繰返しご視聴いただけますので、ぜひご活用下さい。

※弊会ホームページよりお申込み下さい。

## 青年経営者部会 十一月例会開催

- ① 講演「誰もがスキップしてきたくなる会社をめざして」  
内藤環境管理株式会社 代表取締役社長 内藤岳氏
- ② ラボ見学
- ③ 情報交換会を開催

十一月二日(火)に青年経営者部会の十一月例会を開催し十六名が参加しました。

今例会は「メンバー例会」といたしまして、青年経営者部会部会長の内藤環境管理(株)様にて、ご講演とラボ見学

をさせていただきます。

#### ◇第一部 講演の概要

内藤環境管理(株)は、気軽に利用できる化学分析専門会社を目指して昭和四七年に設立され、今年で四九年を迎える環境計測証明事業等を行う会社です。

講演会では、同社代表取締役社長

内藤岳氏より、業務内容や業界の需要、設立の経緯や業績の推移、これまで取り組んできたことやそこから感じたことなどの経験談をもとにご説明をいただきました。そして代表取締役となり誰もがスキップしてきたくなる会社を

社”を目指したきっかけや、実現に向けて取り組まれていた内容などをお話しいただきました。

- ・ 主な取組内容として、  
・ 売上重視から利益重視へ  
・ スーパーマンの出現を待つのではなく、組織の育成へ  
・ 人間力の向上  
・ 数値での見える化  
・ 未来から考える  
・ 自分の考えを理解してもらうなど、具体的な取組みを交えながらご説明していただきました。

そしてこれからも社内に笑顔と感謝の念が溢れている「誰もがスキップしてきたくなる会社」を目指して取組みを続けていきたいと思いを語られました。

#### ◇第二部 ラボ見学



講演を行う内藤岳氏



講演会場の様子



情報交換会の様子

ラボ見学では、二班に分かれて本館、水質検査棟、クロマト分析棟を案内していただきました。事業の中心を担うラボは、お客様に安心してデータを活用していただくためにオープンラボ化されており、分析への取組みを実際に見学することができました。

水質検査棟では、分析対象のサンプルの配送や受け取りの作業、プールやお風呂などの水質の分析、窒素やリンの測定、微生物や細菌の測定などに関する装置や作業の説明をしていただきました。

クロマト分析棟では、前処理室やドラフト室で有害なものを吸わない環境で前処理をして、それを機器分析室などで分析する流れを見せていただいた。測定対象は飲料水、環境水、排水、上水、プール水、気体など多岐に渡り、多くの専用機械を用いて測定している様子が見られました。本館では事務室等を見学させていただき、請求書などを正確に素早く作成するためのスキヤ

ンシステムなど工夫をしている点を説明していただきました。

見学を通して、まず機械装置の設置数の多さに驚かされました。各部屋に大小様々な測定器が何台も並び、そこで得たデータをPCでまとめる様子は圧巻でした。そして、各部署の説明をしてくださった社員の方々の温かい対応と知識の豊富さ、行く先々で会う社員の方の明るい挨拶と丁寧な対応を拝見し、内藤社長の目指す社社像が社員の方々にも浸透していることに感銘を受けました。

#### ◇第三部 情報交換会

講演やラボ見学の感想に加え、自社の近況や取組み、また、各業界の最新情報等を発表し、情報を共有しました。参加者からは日頃なかなか見ることのできない会社内の見学や、他社の社員の働く様子、会社の雰囲気を感じることができとてもよい刺激を受けたなどの感想が寄せられ、充実した企業視察会となりました。



# 謹賀新年



## 2022

紙上名刺交換会

到着順掲載

代表取締役  
会 長  
吉野電化工業株式会社

**吉野寛治**

代表取締役  
会 長  
株式会社 デサン

**岩田珠治**

頭 取  
株式会社 武蔵野銀行

**長堀和正**

取締役  
社 長  
武州瓦斯株式会社

**原敏成**

取締役会長  
兼 社長  
富士倉庫運輸株式会社

**戸所邦弘**

代表取締役  
社 長  
株式会社 クリタエイムデリカ

**栗田美和子**

代表取締役  
会 長  
株式会社 愛工舎製作所

**牛窪啓嗣**

代表取締役  
社 長  
株式会社 埼玉りそな銀行

**福岡聡**

取締役  
専務執行役員  
日本信号株式会社

**藤原健**

代表取締役  
社 長  
AGS株式会社

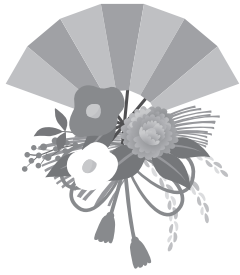
**原俊樹**

会 長  
埼玉県信用金庫

**橋本義昭**

代表  
取締役  
セントラルインターナショナル株式会社

**田中徳兵衛**



紙上名刺交換会

到着順掲載

埼玉支社  
支社長  
大久保 尚  
富士通Japan株式会社

代表取締役  
会長  
河野 経夫  
株式会社第一コーポレーション

取締役  
社長  
小田切武久  
武州産業株式会社

代表取締役  
社長  
松本 伸一郎  
株式会社 松本商会

代表取締役  
三原 宏治  
日本自動車管理株式会社

埼玉中央  
支店長  
古元 真秀  
損害保険ジャパン株式会社

代表取締役  
木村 和男  
株式会社中央デパート

理事長  
木村 幹雄  
川口信用金庫

上席執行役員  
支店長  
三浦 隆一  
株式会社フジタ 関東支店

代表取締役  
社長  
橋本 宏太郎  
株式会社サイニチホールディングス

代表取締役  
設楽 竜也  
株式会社シタラ興産

理事長  
清水 博司  
青木信用金庫



紙上名刺交換会

到着順掲載

取締役  
最高顧問  
菊池 勇  
ポークライト株式会社

代表取締役  
社長  
佐藤 仁  
三位電気株式会社

理事長  
薄 辰美  
埼玉県中古自動車販売商工組合

代表取締役  
社長  
松川 晃代  
株式会社東立製作所

代表取締役  
社長  
原 壮太  
株式会社丸善

代表取締役  
会長兼社長  
平沼 一幸  
埼玉トヨペット株式会社

代表取締役  
会長兼社長  
山口 泰明  
坂戸ガス株式会社

代表  
取締役  
前嶋 洋左右  
東都フォルダー工業株式会社

社一般  
法人  
埼玉県経営者協会  
専務理事 廣澤 健一  
職員 一 同

代表取締役  
社長  
望 月 諭  
望月印刷株式会社

代表  
取締役  
宮本 雅弘  
株式会社ビツクルスコーパーレション

# 埼玉大学研究者との出会いの広場

シリーズ  
第128回

今回の内容について、ご関心・興味をお持ちの方は、下記にご連絡下さい。  
埼玉県経営者協会 専務理事 廣澤 健一 ☎048-647-4100  
FAX 048-641-0924

## 研究の内容

## 産業への展開



### 高性能LSIの設計とその設計自動化

大学院理工学研究科 数理電子情報部門 電気電子システム領域  
伊藤 和人 教授

2021年、半導体不足が言われています。材料として半導体が不足しているのではなく、半導体を材料とした大規模集積回路（LSI）が品不足となっています。LSIは、1mm角から10mm角程度の半導体結晶片にナノスケールの回路素子（トランジスタ）を組合せたデジタル回路を作りこんだものであり、素子数は規模の大きなものでは1億個を超えるものもあります。演算、データ処理、記憶、制御など色々な機能を持つ多種のLSIが作られています。PC、スマホ、ゲーム機のほか、テレビ、エアコン、洗濯機などの家電製品、自動車にもLSIが組み込まれています。小型で低消費電力のLSIは、IoT（モノのインターネット）の実現にも不可欠です。半導体不足がニュースになるくらいにLSIはなくてはならないものとなっています。

マイクロプロセッサやメモリなどの汎用的な一部の種類のLSIを除き、LSIを組み込む先の製品種類ごと、すなわち用途ごとに専用のLSIを設計することで無駄を省き、LSIの高性能、小型化、低消費電力を極めます。LSIでは多数の素子を活

用した並列処理によって処理性能を大幅に高めることができます。画像の特徴点を検出する例では、一般的なPC（マイクロプロセッサ）では1.5秒かかる処理が、図に示すようにLSIを用いると並列化により約33ミリ秒と45倍高速かつ10%以下の消費電力で実行可能です。

LSIに実行させたい処理の特徴を見極め、高速かつ低消費電力でLSIが実行できる処理方式を考案し、LSIが最高性能を発揮する優れた設計を提案しています。また、より早く所望のLSIを入手するため、設計を自動化します。処理中に含まれる多数の演算の並列性を考慮して実行順序や割り当ての組み合わせをコンピュータで探索し、価格、速度、消費電力などが最良のLSIを短時間で自動設計する手法を開発しています。



実時間SIFT特徴点検出LSIの動作検証

LSI実装したい処理の特徴分析と、特徴を活かした高性能LSIの設計  
静止画、動画処理のLSI実装向け並列高速化  
学歴・略歴  
伊藤 和人  
（いとう かずひと）  
1987年 東京工業大学工学部電子物理工学科卒業  
1989年 東京工業大学大学院理工学研究科博士前期課程修了  
1992年 東京工業大学大学院理工学研究科博士後期課程修了、博士（工学）  
1992年4月 東京工業大学工学部助手  
1993年4月から1994年7月までミネソタ大学客員研究員  
1995年5月 埼玉大学工学部助教  
2015年4月より現職  
2020年9月より副学長（情報担当）



### 銀行の過去・現在・未来

大学院人文社会科学研究所 経済学研究領域  
長田 健准教授

昨年のNHK大河ドラマ「青天を衝け」で注目された埼玉が生んだ偉人、渋沢栄一。彼の業績として最も知られているのが「銀行」の設立である。そして、今年（2022年）は国立銀行条例が交付された1872年から150年の記念すべき節目の年である。

また、渋沢は再来年2024年発行予定の新一万円札の肖像として採用される。聖徳太子（1958年発行開始）、福沢諭吉（同1984年）に次ぐ3代目の一万円券の肖像である。「ユキチ」が40年間も肖像であったことを考えると、「エイイチ」は2060年頃まで一万円の肖像であり続けるのかもしれない。埼玉県にゆかりのある我々にとっては誇らしく嬉しい限りである。

前置きが長くなったが、私の主たる研究対象は「銀行」である。それを中心に「貨幣」、「金融政策」、「金融行政」について研究している。

現在、世界中の「銀行」が変革の真っ只中にある。Fintech、BigTechに代表されるデジタル技術の急速な進展により、銀行の定義が変わりつつあり、銀行規制のあり方、貨幣の定義、金融政策の波及メカニズム、金融システムの安定などに影響を与えたと考えられている。

来たる「エイイチ」時代に銀行（金融）はどうなるのか、

そして政策はどう対処すべきなのか…それが私に課せられた壮大な研究課題である。この問いに答える為には、過去・現在のデータを用いながら虚心坦懐に研究を積み重ね、その中から未来へのヒントを見つけることであろう。

その為には、多くの共同研究者も必要だ。経済学部の大学院は都心にあり、多くの社会人大学院生（日本銀行員をはじめとする様々な金融実務家）と共に学び研究をしている（写真は研究成果の1つ）。彼らの力も仰ぎながら、この問いに挑戦している。

私の母校は渋沢が設立に尽力した一橋大学、現在の自宅は旧東京養育院の近所、飛鳥山公園（旧渋沢邸）にもよく子供達を連れて遊びに行く。そして勤務先は埼玉大学。期せずして渋沢と深い縁を感じる研究生活を送っている。この縁を大切に、今年も埼玉の為、日本の為、世界の為に研究に精進したい。



急速なデジタル化による変革は銀行業に限った話ではない。世界レベルで銀行業に起こっている変化に関する情報（知識）は、他の産業が時代の変化に対応するうえで何かお役に立てるかもしれない。  
学歴・略歴  
長田 健  
（おさだ たけし）  
1980年山梨県生まれ。2004年一橋大学商学部卒業。2009年一橋大学商学研究科単位取得満期退学。2011年商学博士（一橋大学）。2008年日本学術振興会特別研究員（DC2-PD）。2010年一橋大学商学研究科特任講師。2011年西武文理大学（狭山市）サービス経営学部専任講師。2015年埼玉大学人文社会科学研究所・経済学部准教授。2022年4月より教授。この間、オーストラリア国立大学クロフォード経済政府研究所、国際通貨基金（IMF）で客員研究員を務める。専門分野は銀行論、金融。

# 「ものづくり大学」へようこそ

連載  
第109回

今回の内容について、ご関心・興味をお持ちの方は、下記にご連絡下さい。  
埼玉県経営者協会 専務理事 廣澤 健一 ☎048-647-4100  
FAX 048-641-0924



## データサイエンスとの歩み

総合機械学科 佐久田 茂 教授

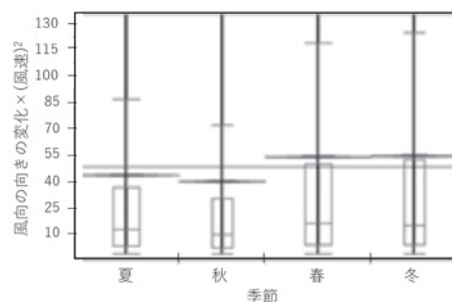
昨今IoTやビッグデータ分析など統計解析がもてはやされていますが、自身の統計学との接点は大学時代の工場実習でした。柔道部の九州遠征からの帰り道という単純な理由で岡山県のペーリング工場での実習を希望して赴くと、実験計画法が待っていました。本当に暑い中、参考書片手に寮に泊まり込んでゼロから三週間奮闘したのを良く覚えています。

私が入社した1980年代後半は未だ平均値中心の議論があったが、全社的な統計解析・データサイエンスへの取組みが始まったのは1990年代後半でした。その10年後に研究所の解析支援部門に転籍したこともあり、データサイエンスには仕事を通じて必然的に深く取り組むことになりました。

大学に移ってからもデータサイエンスにはお世話になっています。例えば、大学の気象観測機器から得られる気象データの統計解析です。データサイエンスはIoTの中核を成す技術ですが、気象データによる風力発電システム設置条件や機構の適正化などを進めています。弊研究室の風力発電ユニットへの影響が大きいと考えられる新しい気象データ指標（風向変化×(風速)<sup>2</sup>）を定義して、この指標の大きい季節・時間帯はどこなのかを統計的に調

査すると共に、また風向変化のトレンドを分析して風力発電機構の設計に活かさないかなどを検討中です。データサイエンスはIR (Institutional Research) でも用いています。大学が持つデータを分析して、効率的な将来的施策を立案する取り組みです。

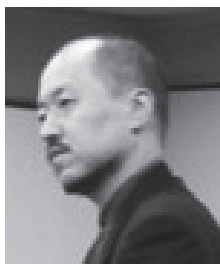
現在、主に学生との卒業研究を通してデータサイエンスに関わっているわけですが、今後の国際競争にはデータサイエンスは必須です。教育研究を通して少しでも将来のエンジニアたちの活躍の一助になれば、と考えています。



気象データ分析例

佐久田 茂 (さくた しげる) 教授・工学博士 東京大学工学部精密機械工学科卒業、同大学院精密機械工学専攻修士課程修了。株式会社東芝を経て、2013年4月よりものづくり大学教授。精密機械システムが専門。技術士（機械部門）。

(連絡先: 048-564-3848 / sakuta@iot.ac.jp)



## オンライン授業への取り組みから学んだこと

建設学科 土居 浩 教授

新型コロナ感染症対策のため、可能な限りオンライン授業への対応を余儀なくされたここ2年間弱の経験は、まず準備段階における教員の、そして実践段階における学生の、デジタルスキルの問題点を再発見する機会となりました。現在におけるデジタルスキルは、専門技能というよりもすでに一般教養のひとつですが、生まれながらにITに親しんでいるとされるデジタルネイティブの世代が、果たしてデジタルスキルを身につけているかは、かなり疑問です。漠然と、若者たちはデジタル機器を問題なく使いこなすだろう、との思い込みがありましたが、どうやら違うみたいです。

基本的に連絡をSNSで済ませる最近の学生にとって、かつてそんなテクノロジーがあった、程度しか知らない電子メールで挨拶を作文することは、中高年が想像する以上の苦労がある様子なのです。全般的にスマホ操作は慣れているけれども、パソコンを使いこなせる学生と、まったく触れたことすらない学生の、同世代でも二

極化しています。同世代のこのようなデジタルスキル格差は、オンライン授業の準備段階で、ある程度予想できました。そもそも教員間にも、デジタルスキル格差は明確にあるのです。この大問題を、私の所属した部署では、特別な研修に取り組むよりも、教員相互で学ぶコミュニティをオンラインで立ち上げ、対処しました。

振り返ると、教員間で学ぶオンラインコミュニティでもっとも学びが進んだのは、教える立場と教わる立場が明瞭に役割分担した時よりも、こんな講義動画ができた、のように各自が学んだ成果を相互に披露した時でした。よりよいモノ=今回なら講義動画を如何に創り出すか、そのために相互に学び合うコミュニティに、一時的とはいえ実際に参加できた経験こそ、私にとって最大の学びでした。新年度から本格的に始動する新カリキュラムにおいても、この学びのコミュニティを自覚的にクラスの中で生成することはできないか、と試行しながら準備をしているところです。

土居 浩 (どい ひろし) 教授 博士 (学術・総合研究大学院大学) 2001年4月、ものづくり大学の開学時に講師として着任、のち准教授を経て現職。専門は葬墓制研究。2020年度、東京都講演審議会霊園専門部会委員。2021年度、川口市安行霊園基本方針検討委員会委員。(連絡先: doi@iot.ac.jp)



# 埼玉県からののお知らせ

## オンライン彩の国 ビジネスアリーナ 2022を開催します

中小企業の優れた技術・製品が集結する「彩の国ビジネスアリーナ」をオンラインで開催します。

展示会場ページでは、出展企業の製品・技術を、動画等で紹介します。興味のある企業と、チャットやビデオ通話機能を使って、オンライン上でコンタクトをとることができます。

また、最新技術動向や経営に役立つセミナー等のコンテンツも御用意しています。

安心・安全に交流できる「彩の国ビジネスアリーナ」に、是非御来場ください。

○日時 令和4年1月25日(火)～2月14日(月)

○場所 オンライン上

<https://bizmatchsaitama-jor.jp/>

○問い合わせ先

埼玉県産業振興公社

(048-647-4086)  
県産業支援課  
(048-830-3910)



## ①「彩の国HIN SATTAMA」 女性活躍推進のための 講演・セミナー

### ②働く女性応援講座

①活躍する女性による講演・セミナーを無料で開催します。

○日時 令和4年2月28日(月)13時30分～16時

○講師 日本空港テクノ(株)環境マイスター 新津 春子 氏

○対象 県内在住または在勤の方

○定員 100人(先着順)

○場所 オンライン(ZOOM)

○ホームページからお申し込みください。  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/swcc/hatarakujoye/saicate.html>

②女性の職場におけるステップアップや業務スキル向上のための講座を無料で開催しています。  
○日程・内容  
・令和4年2月2日(水)10時～13時 「印象管理」自分らしい演出」  
・令和4年2月10日(木)13時～17時 「女性活躍とダイバーシティ」  
○対象 県内在住または在勤で現在働いている女性  
○定員 30人(先着順)  
○場所 オンライン(ZOOM)  
○ホームページからお申し込みください。  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/swcc/hatarakujoye/koza@3ouen.html>

ツブや業務スキル向上のための講座を無料で開催しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/hatarakikata/danseiikukyu.html>

## お問い合わせ先

県多様な働き方推進課  
(048-830-3960)



## オーダーメイド型 技能講習のお知らせ

県では、中小企業等を対象に、社員のスキルアップのためのオーダーメイド型技能講習を実施しています。

新入社員教育、各種資格試験対策、ベテラン社員のさらなる技能向上などに是非御活用ください。

○講習分野 機械加工、溶接、CAD、ITスキル、介護スキル、業務改善など様々な分野の講習が可能です。まずはお気軽に御相談ください。

○定員 3人以上(最大人数は講習によって異なります)

○実施場所 県立高等技術専門学校・職業能力開発センター  
企業等へ講師を派遣することもできます。

○講習時間等 1講習当たり12～30時間(年間20日間まで)  
企業の要望に応じた実施日や時間の設定が可能です。

○受講料 1人当たり2,000円( )

講習時間等により異なります。テキスト代は別途負担です。ま

た、企業等で講習を実施する場合は、機材・材料などを御用意いただきます。

## お問い合わせ先

県産業人材育成課  
(048-830-4598)

県立学校における  
出前授業・施設見学等に  
協力していただける  
企業・団体を募集します

県教育局では、県立学校を対象に、地域や企業の力を借りて、教室では学ぶことのできない体験や活動を充実する取組を行っています。

この取組を推進していくため出前授業や施設・工場見学等に協力いただける企業・団体等を募集しています。

御協力いただいた企業・団体等からは、自社の取組、業務内容を広く周知したり、人材の確保・育成、生徒達の斬新なアイデアを生かした商品開発に役立つとの声をいただいています。

詳細については、ホームページを御覧ください。  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2215/win-win/ekkyou-top.html>

## お問い合わせ及び申込先

県生涯学習推進課  
(048-830-6979)





## 四月から中小企業のパワーハラ防止措置の義務化 弁護士 安西 愈

中小企業とパワーハラスメント

職場におけるパワーハラスメント(以下、「パワーハラ」とは、職場において行われる①「優越的な関係を背景とした言動」であって、②「業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」により、③「労働者の就業環境が害されるもの」であり、①から③までの三つの要素を全て満たすものをいう。そして、改正労働施策総合推進法で定められた事業主が講ずべきパワーハラ防止措置が、中小企業においても従来同様の努力義務から二〇二二年四月一日より義務化される。

## ポイント労働法

実は、中小企業においては、社長等経営者自身がパワーハラの行為者(加害者)になることも多い。というのはこの判断に当たっては現在の「平均的労働者の感じ方」によるからその感じ方の違いがあるのである。そこで、同法上「事業主(その者が法人である場合)にあっては、その役員)は、自らも、優越的言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。」(同法三〇条の三第三項)とされているのである。  
**講ずべきパワーハラ防止措置**

事業主が講ずべきパワーハラ防止のための「雇用管理上必要な措置」(同法三〇条の二第一項)とは、「指針」で次のとおり定められている。  
①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  
・職場におけるパワーハラの内容・パワーハラを行ってはならない旨

の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること  
・行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

②相応に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  
・相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること  
・相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

③職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応  
・事実関係を迅速かつ正確に確認すること  
・速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと  
・事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと  
・再発防止に向けた措置を講ずること

④その他  
・そのほか併せて講ずべき措置  
・相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること  
・(性的指向・性自認や病歴・不妊治療の機微な個人情報も含む)  
・相談したこと等を理由として、解雇その他の不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

この防止措置は、義務化された場合などには、防止措置を定めなければならないものではない。しかし、従業員からパワーハラの訴えがあった場合に、職場環境配慮義務違反(民法一五五条や、使用者責任(民法七一五条)を問われる。

そこで、事業主は指針に沿った雇用管理の対応をしていけば使用者は責任を免れるとの抗弁ができる。

## 連載

# 低成長時代の就業規則の見直し・改訂のポイント

第一二八回

## 働き方改革推進法による就業規則改正の実務(8)



弁護士 安西 愈

### 第三 新しい時間外労働の制限について―絶対的制限時間制へ

#### 五 時間外・休日労働が適法とされる2つの場合

労基法上時間外・休日労働が認められる場合は通常同法第三六条に定めるいわゆる三六協定を締結し、所轄労基署長に届け出た場合であるが、もう一つある。それは、同法第三三条に定める非常災害等の場合である。同条は、「災害その他避けることのできない事由によつて、臨時に必要な場合にあっては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第三二条から前条まで若しくは第四〇条の労働時間を延長し、又は、第三五条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならぬ」と定めている。この非常災害等に該当する場合の時間外・休

緊急に業務を行わなければならない場合も想定されることから次のような場合も該当するとされている。

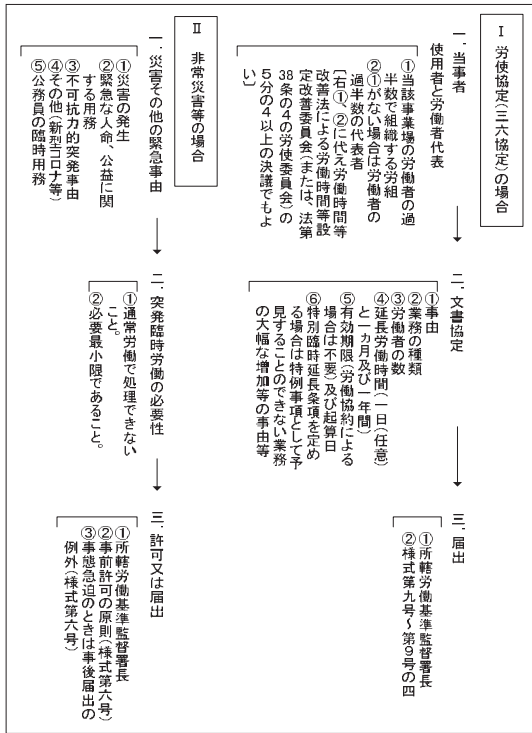
「新型コロナウイルス感染症に感染した患者を治療する場合、手厚い看護が必要となる高齢者等の入居する施設において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合及び新型コロナウイルスの感染・蔓延を防ぐために必要なマスクや消毒液、医療機器等を緊急に増産又は製造する場合等が対象になり得るものであること。

また、労働基準法第三三条第一項の運用においては、このほか、人命・公益を保護するために臨時の必要がある場合には、これに該当し得るとしているところであり、状況に応じた迅速な運用を図ること。

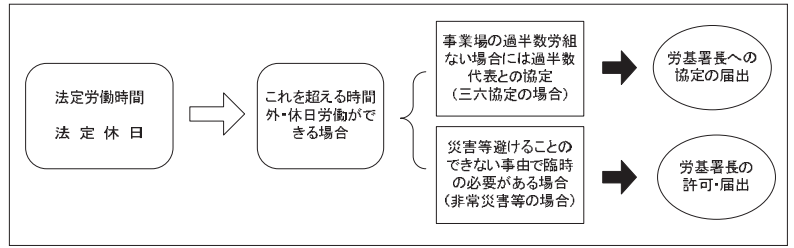
なお、労働基準法第三三条第一項に基づく時間外・休日労働は、あくまで必要限度の範囲内に限り認められるものであり、やむを得ず月に八〇時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより疲労の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じる必要があること。(令和二三・一七発基〇三二七第一七号)とされている。

このような場合には、三六協定がなくても、又三六協定の制限時間を超える時間外・休日労働も認められている。したがって、これは、事業運営上の緊急、重要な必要性と労働者の健康保持及び福祉の観点から一定の場合に限ってこれを認めることとされている。

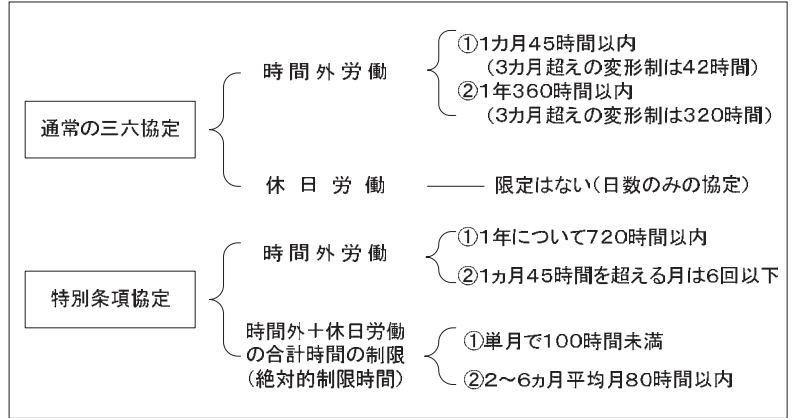
図表4 時間外・休日労働の労基法上の適法条件



図表3 法定時間外・休日労働が認められる2つの場合



図表5 2つの三六協定と限度時間



この労基法上の二つの時間外・休日労働は、図表3のとおりである。

そして、この二つの時間外・休日労働が可能とされるケースについて、その要件、手続等を両手続について対比して図示すれば図表4のとおりである。

**六 三六協定により協定すべき事項は**

(一) 通常(一般)協定と特別条項協定

三六協定の締結単位は、原則として労基法の適用事業場であり、各適用事業場ごとにそれぞれ締結しなければならない。そして、有効要件としては、当該協定をして所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。協定すべき時間の限度は、図表5のとおり①通常(一般)の三六協定の場合と、それに加えて、②特別条項協定(臨時的業務量の大幅増加時)を行う場合の二つの協定がある。

(二) 通常(一般)の三六協定の協定事項

通常(一般)の三六協定の協定事項は、法三六条二項において次の①から⑤までを定めることとされている。協定すべき事項については、図表6を参照されたい。この協定事項については

① 労働時間を延長し、又は休日に労働させることができることとされる労働者の範囲(法三六条二項一号関係)

時間外・休日労働協定の対象となる「業務の種類」及び「労働者数」を協定する。

② 対象期間(同二号関係)

時間外・休日労働協定により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる期間をい、時間外・休日労働協定においても一年間の上限に限るものとされ、適用する期間を限定されている。

③ 労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合(同第三号関係)

時間外労働又は休日労働をさせる必要のある具体的事由、例えば「納期の切迫により時間外労働が必要な場合」といった具体的な事由について協定する。

④ 対象期間における一日一カ月及び一年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数(同四号関係)

この場合の協定時間についての限度は、一カ月について四五時間及び一年について三六〇時間(対象期間が三カ月を超える一年単位の变形労働時間制の場合は一カ月について四二時間及び一年について三二〇時間)の原則的の上限が定められている。

**武蔵野銀行アプリ**  
リニューアルしてさらに便利になりました!

ダウンロードはこちら

グルメ・レジャー等  
お得なクーポン  
配信中!

武蔵野銀行

経営者の皆さまの“こまりごと”の解決を  
私たちが全力でサポートします!

- ビジネス創出の機会をご提供します。
- 経営のフォローアップに努めます。
- お客さまのニーズを共に考えます。
- 各種ソリューションをご提供します。

お客さまの“こまりごと”を解決するお手伝い!

ビジネスプラザさいたま

埼玉りそな銀行 Business Plaza  
RESONA ビジネスプラザさいたま

図表6 三六協定すべき事項及び届出事項(通常協定)

通常の時間外労働協定 (様式9号)	①時間外労働させる必要のある具体的事由 ②業務の種類 ③労働者の数(満18歳以上の者) ④延長することができる労働時間数 a 1日 b 1ヵ月 c 1年(起算日) ⑤有効期限(労働協約による場合は不要)
休日労働協定 (様式9号)	①休日労働させる必要のある具体的事由 ②業務の種類 ③労働者の数(満18歳以上の者) ④労働させることができる法定休日の日数 ⑤労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻(協定の要件ではなく、届出書への記載)

この協定の必要事項としては、次の三項目が定められている。  
 ア、時間外・休日労働協定の有効期間の定め(同条一、二号関係)  
 時間外・休日労働協定(労働協約による場合を除く)において、当該時間外・休日労働協定の有効期間を定めるものである。有効期間については、労働協約

の場合には、三年の制限があるが、労基法上は特に限度は定められていない。一般には有効期間として一年間とするケースが多い。  
 イ、一年について労働時間を延長して労働させることができる時間の起算日(同一二、三号関係)  
 時間外・休日労働協定において定められた一年について労働時間を延長して労働させることができる時間を適用する期間の起算日を明確にするものである。  
 ウ、第三六条の絶対的時間外制限時間の要件を満たすこと(同三、四号関係)  
 時間外・休日労働協定で定めるところにより時間外・休日労働を行わせる場合であっても、法三六条六項二号(一ヵ月につき休日労働の時間も含めて一〇〇時間未満)及び三号(一ヵ

月ごとに区分した直前六ヵ月の各期間の休日の労働時間を含めた一ヵ月当たりの時間外労働時間が平均八〇時間を超えないこととする絶対的な制限時間を超えて労働させることはできないものであり、時間外・休日労働協定においても、この規定を遵守することを協定するものである。

(三) 特別条項の三六協定の協定事項は  
 特別条項の三六協定とは、法三六条五項に定めるもので、通常の三六協定のほか「当該事業場における通常予見することのできな業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に第三項の限度時間を超えて労働させる必要がある場合において、一ヵ月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間(第二項第四号に関して協定した時間を含め一〇〇時間未満の範囲内に限る)並びに一年について労働時間を延長して労働させることができる時間(同号に関して協定した時間を含め七二〇時間を超えない範囲内に限る)を定めることができる。」と定められているものである。そして、この協定による「対象期間において労働時間を延長して労働させる時間が一ヵ月について四五時間を超えることができる月数(一年について六ヵ月以内に限る)を定めなければならない。」とされている。

さらに、加えて次の四項目の協定が必要である。(この特別条項協定事項については図表7参照)。

# 全国ネットの人材情報で、 出向・移籍等の支援！

お気軽にご相談ください

**信頼と安心**  
 経済・産業団体と厚生労働省の協力で設立された公益法人です。

**無料**  
 情報の提供、相談、あっせんの費用はかかりません。

センター  
 情報の授受 相談など  
 送出企業 人事部門  
 情報の授受 相談など  
 企業間交渉の 機会の設定など  
 受入企業  
 情報 相談など  
 出向・移籍対象者 → 成立 → 求人

●お問い合わせ  
**048-642-1121** (土・日・祝日休)  
<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

出向・移籍の  
 専門機関

公益財団法人  
**産業雇用安定センター**

**埼玉  
 事務所**

〔図表7 特別条項の三六協定の協定すべき事項及び届出事項〕

特別条項協定 (様式9号の2)	①臨時的に限度時間を超えて労働させる場合の事由 ②業務の種類 ③労働者の数(満18歳以上の者) ④延長することができる労働時間数 ◎1日 ◎1ヵ月 ◎限度時間を超える回数(年6ヵ月以内) ◎限度時間を超えた労働に対する割増賃金率 ◎1年について延長することができる時間数 (1年720時間以内) ⑤限度時間を超えて労働させる場合の手続 ⑥限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康・福祉を確保するための措置 ⑦特別協定に基づき延長する場合の手続
絶対的時間外 制限 (各協定)	①時間外及び休日労働を合算した時間数は1ヵ月100時間未満であること ②前2ヵ月から6ヵ月までを各期間平均して時間外及び休日労働を合算して1ヵ月当たり80時間を超過しないこと

- ① 限度時間を超えて労働させることができる場合(則一七条一項四号関係)  
 時間外・休日労働協定に特別条項を設ける場合において、限度時間を超えて労働させることができる具体的事由について協定するものである。
- ② 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置(同五号関係)  
 規則八条に定める九項目の健康福祉確保措置の中から協定する。何項目を協定するかは定められておらず、モデル例では三項目が記載されている。
- ③ 限度時間を超えた労働に係る割増賃金の率(同六号関係)  
 時間外・休日労働協定に特別条項を設ける場合においては、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を一ヵ月及び一年のそれぞれについて定めなければならないものである。
- ④ 限度時間を超えて労働させる場合における手続(同第七号関係)  
 なお、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率については、労働基準法第九九条の第二号の「賃金の決定、計算及び支払いの方法」として就業規則にも記載する必要があること。なお、この率は特別に加算しなくても法定どおりでよいこと。

〔四〕 特別条項協定による限度基準時間を超える延長とは

今回の働き方改革整備法で労基法三六条を改正して、従来三六協定を締結し届出れば、延長時間に限度がなかった制度(いわゆる青天井)を改め、一ヵ月四五時間、一年三六〇時間(三ヵ月超の一年単位の変形労働時間制は一ヵ月四二〇時間)という限度時間を設けた。しかしながら、事業においてはやむを得ない一時的臨時的な繁忙期などがあることから「当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に第三項の限度時間を超えて労働させる必要がある場合において、一ヵ月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間(第二項第四号に関して協定した時間を含め一〇〇時間未満の範囲内に限る。)並びに一年について労働時間を延長して労働させることができる時間(同号に関して協定した時間を含め七二〇時間を超えない範囲内に限る。)を定めることができる。」(法三六条五項)と定めた。

この限度基準を超える協定を「特別条項付協定」という。そして、この場合には限度基準を超えて労働させることができる月数は一年について六ヵ月以内として定めなければならないとした。この場合に四五時間を超えることができる月数とは各特定の労働者についての回数というように解される(平一五・一〇・二二基発一〇二二〇〇三号)。

告知版

★令和三年度第九回トップセミナー

日時 二月二十五日(木)・三月三日(木)  
 開催 オンデマンド配信  
 内容 サイバーセキュリティに対する脅威と企業がとるべき事例別対応策について

講師 森・濱田松本法律事務所 増島 雅和弁護士・篤 大輔弁護士

★第一種・第二種衛生管理者受験のための対策講座

日時 一月一日(火)・二日(水)、二月二十四日(木)・二十五日(金)  
 会場 JA共済埼玉ビル  
 内容 合格率八九・四%を誇り試験合格請負人として有名な(株)ウエルネットとの共同開催

講師 株式会社ウエルネット専任講師 松本陽子氏

★安全管理者選任時研修

日時 一月二日(金)、二月二日(水)  
 会場 JA共済埼玉ビル  
 内容 安全管理者を選任しなければならない事業者のご担当者様へ絶好の機会として、(株)ウエルネットとの共同開催

講師 株式会社ウエルネット専任講師 平山教生氏・中村文彦氏・松本陽子氏

★令和三年度第一二回トップセミナー

日時 令和四年一月二七日(木)一五時〇〇分～一六時三〇分  
 会場 ソニックシティ四〇三・四〇四DX時代の人材戦略、成長への第一歩、リスクリングへ踏み出そう！

講師 リクルートワークス研究所人事 研究センター長 石原直子氏

★令和三年度第一回トップセミナー  
 令和四年二月二日(火)一四時

会員の動き

〇〇分～一六時〇〇分  
 会場 ソニックシティ四〇一・四〇二  
 内容 なぜ、それでも会社は変わらないのか？ポストコロナに向けて取り組むべきこと(仮)  
 講師 株式会社スコラ・コンサルト プロセスデザイナー代表 柴田 昌治氏・プロセスデザイナー 山科雅弘氏

〈新入会のご案内〉

(株)ビジネスアールビジョン  
 取締役社長 井沢 隆  
 さいたま市大宮区仲町一五四―三  
 ビジヨナリーⅢⅢⅢF  
 電話〇四八―六四〇―四三三〇  
 (資)七千八百六十万円  
 (従)七九名  
 教育・介護・フィットネス・飲食・不動産

〈代表者変更〉

ポータル(株)  
 代表取締役社長 菊池 正史(旧 青木 茂夫)

埼経協ニュース四二六号

2022年1月4日発行  
 さいたま市大宮区桜木町一七五八七  
 ソニックシティビル九階  
 発行所 法一般社団法人埼玉県経営者協会  
 発行人 廣澤健一  
 編集人 宮田信久  
 電話〇四八―六四七―四一〇〇  
 印刷所 望月印刷株式会社  
 さいたま市中央区阿弥五八三六